自動車リサイクル法（フロン類回収業）
申請（新規・更新）の手引き

１．自動車リサイクル(フロン類回収業)の登録について

八王子市内において使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を事業として行う場合には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、事前に八王子市の登録を受けることが必要です。

２．申請書の提出について

＊事前に「自動車リサイクル法(フロン類回収業)申請(新規・更新)の手引き」をよく確認し、提出時に書類の不備がないようにお願いします。

＊提出書類は必ず、正本(申請用)と副本(申請者控え＊正本のコピーでも可)の２部を用意してください。

＊提出書類のほかに返信用封筒（Ａ４サイズ封筒、切手は副本等の重さにより異なります。）も用意してください。

＊登録申請書の提出は、予約制とさせて頂いております。下記窓口に電話予約の上、ご来訪願います。

＊登録申請書は郵送での受付はできません。郵送で受付できるのは、変更届出書及び廃業届出書のみです。

●申請手数料(現金でお持ちください)

・新規登録・・・6,100 円

・更新登録・・・4,200 円

●申請書の提出先

八王子市役所(本庁舎２階)　資源循環部廃棄物対策課

（　平日：9 時～11 時 30 分／13 時～16 時　土日祝日：休業　）

〒192-8501
東京都八王子市元本郷町 3-24-1
TEL：042-620-7458
FAX：042-622-7262

３．登録後の手続きについて

●更新手続き

登録の有効期限は５年間です。その後も業務を継続する場合には、有効期限までに更新の手続きが必要です。
＊事務処理に期間を要しますので、有効期限満了日３週間前までに申請されるようお願いします。
＊更新手続きがなされない場合は、有効期限をもって自動的に登録が失効します。

●自動車リサイクルシステムでの手続き

〈新規登録時〉
登録通知書の交付後、別途「公益財団法人自動車リサイクル促進センター」に事業者登録が必要です。
当該登録についての手続き及び、必要書類につきましては、以下問い合わせ先までご連絡ください。

≪お問い合わせ先≫
自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター
（　平日：９時～18 時　　土日祝日：休業　）
TEL：050-3786-8822
ホームページ　http://www.jars.gr.jp/index.html

〈登録更新時〉
八王子市への登録更新申請後、自動車リサイクルシステム上で手続きを行っていただく必要があります。詳細は、下記ホームページでご確認ください。
ホームページ　http://www.jars.gr.jp/apd/touroku_koushin_2.pdf

平成 26 年 4 月

八王子市資源循環部廃棄物対策課

フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書の記入要領

１　申請書の表題	・新規申請の場合は「登録の更新」を二本線で消します。 ・更新申請の場合は「登録」を二本線で消します。 ＊欄の登録番号・登録年月日は更新申請の場合に記入が必要となります。 「引取業者登録通知書」等にあるものを記載してください。
２　申請者	・個人にあっては、住所、氏名を記入し登録印（実印）を押して下さい。 ・法人にあっては、登記事項証明書にある本店の所在地、名称（商号）、代表者の職名及び氏名を記載し、代表者の登録印（実印）を押して下さい。 〈個人例〉 八王子市△△町一丁目２番地３号 八王子　太郎　㊞ 〈法人例〉 八王子市〇〇町五丁目２番地３号 株式会社八王子自動車販売 代表取締役　八王子　太郎　㊞
３　役員の氏名	・法人の方のみ記載願います。 ＊役員が多数存在し、本欄に記載できない場合は「別添の誓約書に記載」とし、別添の誓約書の別紙に記載願います。
４　法定代理人の氏名及び住所	・申請者が未成年の場合のみ記載願います。
５　事業所の名称及び所在地（事業所として公表します。）	・実際に引取業務を行う事業所について記載願います。（八王子市内） ①名称欄 ・個人の場合は、通称名（屋号等）を記載して下さい。 ・法人の場合は、会社名と営業所名を記載して下さい。 〈個人例〉 八王子商店 〈法人例〉 株式会社八王子自動車販売　八王子営業所 ②所在地欄 ・実際に引取業務を行う事業所の住所を記入願います。 ・電話番号は原則「固定電話」の電話番号を記入願います。 ＊事業所が複数の場合は「別紙に記載」と記入し、各事業所の名称及び所在地を記載した別紙を作成してください。
６　回収しようとするフロン類の種類	該当するものに丸印を記入してください。 ＊設備の取扱説明書または仕様書を参照のうえ、記入してください。
７　フロン類回収設備の種類、能力及び台数	該当する数字を記入してください。 ＊設備の取扱説明書または仕様書を参照のうえ、記入してください。

様式第三（第五十条関係）

記入例(法人)

登　　録
フロン類回収業者　　申請書
登録の更新

・新規申請の場合は「登録の更新」を二本線で消します。
・更新申請の場合は「登録」を二本線で消します。

更新時のみ、登録通知書に記載されている登録番号(11 桁の番号)を記入してください。

※登 録 番 号	
※登録年月日	

八王子市長　石森　孝志　殿

年　　月　　日

更新時のみ、直近の通知書に記載されている登録年月日を記入してください。

申請日を記入してください。

（郵便番号）
住　　所

氏　　名　　印

印鑑証明書と同様の印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	役職名

複数の場合は「別添の誓約書に記載」と記入し、別添の誓約書の別紙に記載してください。

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

事業所の名称及び所在地

名　称	
所在地	（郵便番号） 電話番号

複数の場合は「別紙に記載」と記入し、各事業所の名称及び所在地を記載した別紙を作成してください。

回収しようとするフロン類の種類

ＣＦＣ	
ＨＦＣ	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	２００ｇ／ｍｉｎ未満	２００ｇ／ｍｉｎ以上
ＣＦＣ用	台	台
ＨＦＣ用	台	台
ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用	台	台

設備の取扱説明書または仕様書を参照のうえ、記入してください。

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
　　２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
　　３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

（日本工業規格Ａ４）

様式第三（第五十条関係）

記入例(個人)

登　　録
フロン類回収業者　　申請書
登録の更新

・新規申請の場合は「登録の更新」を二本線で消します。
・更新申請の場合は「登録」を二本線で消します。

更新時のみ、登録通知書に記載されている登録番号(11 桁の番号)を記入してください。

※登 録 番 号	
※登録年月日	

八王子市長　石森　孝志　殿

年　　月　　日

更新時のみ、直近の登録通知書に記載されている登録年月日を記入してください。

申請日を記入してください。

（郵便番号）
住　　所

氏　　名　　印

印鑑証明書と同様の印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	役職名

不要

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

事業所の名称及び所在地

名　称	
所在地	（郵便番号） 電話番号

複数の場合は「別紙に記載」と記入し、各事業所の名称及び所在地を記載した別紙を作成してください。

回収しようとするフロン類の種類

ＣＦＣ	
ＨＦＣ	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	２００ｇ／ｍｉｎ未満	２００ｇ／ｍｉｎ以上
ＣＦＣ用	台	台
ＨＦＣ用	台	台
ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用	台	台

設備の取扱説明書または仕様書を参照のうえ、記入してください。

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
　　２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
　　３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

（日本工業規格Ａ４）

フロン類回収業者登録（新規及び登録の更新）提出書類チェック表

１．　提出部数

２部　{正本(申請用)と副本(申請者控え＊正本のコピーでも可)}

２．　添付書類

順番	書類の名称		備考	法人	個人
①	申請書			○	○
②	誓約書	本紙		○	○
		別紙(役員一覧)		○	
③	履歴事項全部証明書 ＊発行後３ヶ月以内		写しでも可	○	
④	住民票(本籍地の記載があるもの) ＊発行後３カ月以内		写しでも可		○
⑤	印鑑証明書 ＊発行後３カ月以内		写しでも可	○	○
⑥	事業所の所在地確認のための書類(写し)	公的機関等が発行したもので所在地が確認できるもの(直近のもの)	いずれか１つ	○	○
		土地の登記事項証明書			
		土地の賃貸借契約書			
⑦	フロン類回収設備の所有権または使用権原を証する書類(写し)	購入契約書	いずれか１つ	○	○
		納品書			
		領収書			
		購入証明書			
		借用契約書			
		共同使用規定書			
		管理要領書			
⑧	フロン類回収設備の種類及び能力を証する書類(写し)	取扱説明書	いずれか１つ	○	○
		仕様書			
		カタログ			
⑨	フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する資格者がいることを証する書類(資格証の写し)	自動車整備士(シャシ整備士は除く)	いずれか１つ	○	○
		冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者			
		高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)			
		冷凍空気調和機器施工技能士			
		フロン回収協議会等が実施する技術講習修了者			
		その他(関連業界団体等の証明書等を添付)			
⑩	直近の登録通知書（写し可）			○	○
⑪	法定代理人の住民票		＊申請者が未成年の場合	△	△

＊１公的証明書等は発行後３ヶ月以内のものとします。(写し可)

＊２申請者が個人でかつ外国籍の場合は、「外国人住民に係る住民票」の提出をお願いします。